

# 新冷戦はなぜ起きたのか

## —中国を取り巻く国際環境の激変と中国の大国化

亜細亜大学アジア研究所教授

遊川和郎

### 要旨

中国の対外開放政策が奏功した背景を考えた場合、中国が経済建設に専念できる冷戦構造末期の国際環境や、中国の世界経済参入と一体化を歓迎するフォローの風が吹いていたことを忘れてはならない。旧ソ連と異なり、当時の中国では軍事的な脅威は小さく、新たに出現した巨大市場が世界経済の新たなフロンティアとなることへの期待も大きかった。それから30年以上が経過した現在、米中間では米国トランプ政権との通商摩擦が起こり、国際社会の中国に対する視線も厳しいものへと大きく変化している。その要因は何だったのか、今後も中国が持続的に成長するうえで必要な国際環境は維持されるのかを考察する。

キーワード：対外開放、走出去、「一带一路」、米中摩擦

JEL classification: P33, F41

### 1. はじめに

中国が改革開放政策に転じて40年、この間（1979～2018年）の平均経済成長率は9.4%に上る。このような驚異的な経済成長をけん引した要因には、計画経済時代の非効率を取り除く各種制度改革の断行と自由化に伴ったインセンティブの増大、若年人口の増加や農村から都市への労働力移動という人口動態、対外開放政策による資金と技術の獲得などが挙げられる。これらの要因が生産要素の投入増加と生産性の向上、近年ではイノベーション創出という好循環を引き起こしてきたとみることができる。

なかでも対外開放政策が奏功した背景を考えた場合、中国が経済建設に専念できる冷戦構造末期の国際環境や、中国の世界経済参入と一体化を歓迎するフォローの風が吹いていたことを忘れてはならないだろう。旧ソ連と異なり、当時の中国には軍事的な脅威は小さく、新たに出現した巨大市場が世界経済の新たなフロンティアとなることへの期待も大きかった。

それから30年以上が経過した現在、米中間では米国トランプ政権との通商摩擦が起こり、国際社会の中国に対する視線も厳しいものへと大きく変化している。本稿では、改革開放政策後の中国がどのような国際環境の下で経済発展したのかを

振り返りながら、そこで生じた問題点や、なぜ現在新冷戦とも呼ばれるような状況を招来しているのかを考察する。

### 2. 改革開放時代の中国を取り巻く環境

#### (1) 冷戦末期の中国への期待感

中国は1970年代末以降、社会主義の原則を堅持しながらも、旧来の自力更生という閉鎖的な経済体制を改め、開放政策という海外からの援助や外資の力を借りながら、建国以来の経済停滞を打破し、経済発展に優先して取り組む姿勢を打ち出した。1980年代の冷戦構造末期、東西のイデオロギー対立自体は徐々に希薄になっていたとはいえ、中国が共産党一党独裁国家であることはもちろん、当時は「社会主義=計画経済」の時代で中国自身が市場経済を認めず政府の指導的な関与を主張していた時期であり、西側社会が中国に門戸を開いたのは巨大市場への期待の大きさに他ならない。

また、経済協力開発機構（OECD）が1979年に発表した報告書で、1970年代石油危機後の世界的な経済の低成長の中であって、急速に工業化をとげた10か国・地域（スペイン・ポルトガル・ギリシャ・旧ユーゴスラビア・ブラジル・メキシコ・香港・韓国・台湾・シンガポール）をNewly

Industrializing Countries (NICs) と名付けた。なかでも「アジアの四昇龍（香港・韓国・台湾・シンガポール）」はアジアNIEs (newly industrializing economies) と呼ばれ、これらの経済体が日本の後を飛ぶ雁行型経済の中で輸出志向型工業化に成功したことは、経済特区を設置して同様の戦略を採ろうとする中国経済のテイクオフにも大きな期待を抱かせた。

またこれらアジアNIEsの経済発展を「開発独裁」というモデルで説明されていたことも中国には有利に働いた。すなわち、経済発展のスタート段階においては、独裁的な政権の下で国民の民主的な政治参加が抑制されることも是認する傾向があった。この目標が一定程度達成されれば、中間層が形成され、民主化も進んでいくので過渡期の強権的な政権もまずは工業化（経済の近代化）を最優先することが重要視された。1960年代の韓国・朴正熙政権、シンガポールのリー・クアンユー首相、台湾の蒋介石・蔣経国政権がこれに相当する。そのため、鄧小平というストロングマンの下、中国が経済建設にまい進するならばそれを国際社会が好意的に見守る環境があったと言える。

#### (2) GATT加盟申請と人権問題での軋轢

中国が改革開放政策に乗り出した1980

年代初頭、中国が目指したのは輸出工業化であり、輸出振興による外貨獲得が急務であった。輸出拡大の道筋として、中国は1982年に関税及び貿易に関する一般協定(GATT)のオブザーバーとなり、1986年にGATT加盟を正式に申請した。1980年代から90年代にかけて中国の輸出は安価な労働集約型の製品が中心で、特に繊維製品は輸入数量割当(クォータ)の配分が決定的な意味を持っていたので中国側も国際貿易の枠組みに入るメリットを実感していた。

中国のGATT加盟申請は、西側先進国にとっても中国が通商ルールの枠に入り、さらに中国市場の門戸が開く意味からも歓迎された。加盟交渉の滑り出しは順調だったが、1989年の天安門事件によって交渉は長期化し、中国にとっても厳しいものとなった。

中国は米国以外の先進国から途上国向けの一般特惠関税(GSP)の適用を受け、主要貿易相手国からは最恵国待遇(MFN)を受けていたが、米国は1974年通商法402条(ジャクソン・バニック条項)により、共産主義国に対し1年毎のMFN更新が必要だった。そのため天安門事件後は人権問題の改善を更新の条件としようと

する米議会の動きが加わり、中国にとっては西側諸国との異なる価値観による差別的な待遇に苦慮した。こうした経験は、後に中国が途上国に援助を行う際に「いかなる政治的条件もつけない」と「内政不干渉」を強調し、それがまた西側とは異なる理念による援助として議論を呼ぶことにつながっている。

### (3) 1990年代の対米通商摩擦

1980年代から90年代にかけて、海外からの中国市場に対する期待は、当時の購買力の現実とその市場環境の特殊性から軌道修正を迫られた。特に欧米諸国からすれば中国を生産基地として利用する考えはなく、中国とのビジネス目的はあくまでも市場である。米国は知的財産権の保護や市場アクセス不十分なことを理由に、1991年から96年の間に計4回、通商法301条に基づく調査を行い、制裁案を公表し、中国側も報復リストを発表して期限直前に妥結という綱渡りを繰り返していた。当時の争点となっていたのは、自由貿易に馴染まない貿易管理制度や地方政府の関与も疑われる海賊版、コピー商品などであった。

こうした間にも中国の輸出競争力は向上し貿易摩擦が頻発したため、西側諸国

もGATTの枠組みによる紛争処理手続きの必要性を感じる一方で、より厳しい加盟条件を求めるようになった。中国は世界貿易機関(WTO)原加盟国入りを目標に交渉を続けたが、1995年1月のWTO成立には間に合わず、最大の難関である米国との二国間交渉は1999年4月に朱鎔基首相が訪米して実質的に進展し、同年11月に合意にこぎ着けた。その後多国間交渉を経て2001年9月にWTO中国作業部会で合意文書を採択、11月にカタルドーナで開催されたWTO閣僚会議で加盟が承認され翌12月11日に中国はWTOに正式加盟した。

### (4) 生産拠点としての中国

地理的に中国から離れた欧米諸国は世界戦略の一環として対中ビジネスをとらえており、生産拠点としての意識は希薄だった。中国を生産拠点として活用する動きは近隣の香港や台湾、日本から始まった。香港では1980年代後半に入ると人件費や地価の高騰、深刻な労働力不足から中小資本による部品組み立てなど労働集約的な分野中心に委託加工の形式で隣接する広東省(珠江デルタ)へ相次いで進出した。また台湾も広東省や福建省、上海

表1 過去の米通商法301条に基づく対中措置

	調査開始	制裁案発表	妥 結	合意を受けた中国の対応
1	1991/4 知財権保護の不足を理由に特別調査開始	1991/12 中国からの輸出品15億ドルに100%関税を賦課する制裁リスト公表。同日中国は12億ドルの報復リスト発表	1992/1/16 協議成立、「米中知的財産権保護に関する覚書」締結	知財権に関する国際条約に参加 国内法改正 南部一部の省で海賊版取り締まり
2	1991/10 中国市場へのアクセスを理由に調査開始	1992/8 服飾品等39億ドルへの報復関税リスト発表	1992/10 協議成立、「市場アクセスに関する両国政府の覚書」締結	輸入調節税の廃止 225品目の商品関税引き下げ 5年以内に多くの米国製品の輸入制限等を解除
3	1994/6 中国の知財権に関する特別調査を開始	1994/12 電子製品・玩具等28億ドルの制裁関税リスト発表、中国も報復関税リスト発表	1995/2/26 協議成立	知財権保護法の大幅な強化 知財権関連の輸入・投資障壁削減
4	1996/4 中国の知財権に関する特別調査を開始	1996/5 中国の繊維衣料品、電子製品等30億ドルの制裁関税リスト発表、中国も報復関税リスト発表	1996/6/17 知財権保護に関する書簡交換、「中国の法執行行動報告」締結 1999/3 米中知財協定に正式署名	(1996/6/17までに決定) 違法な光ディスク工場の閉鎖 海賊版製品の輸出停止 知財関連製品の輸入市場開放

出所:みずほ総合研究所「対米通商問題への中国の対応」(2018/5/2)を参考に筆者作成

近郊などで靴や鞆の縫製、アパレル生産などを開始した。日本企業は地方の中小企業を中心にバブル期からの人手不足と担い手の高齢化に加え、プラザ合意に始まる円高で中国進出に活路を求めた。1990年代初頭、中国の人件費は日本の約20分の1(約90米ドル)であり、低コストの労働力を活用して事業継続とコストダウンを図った。1992年の鄧小平南方視察後は、大手企業にも進出の動きが波及し、輸出産業を中心に低コスト生産を実現した。特に1990年代後半のユニクロ(衣料)や百円ショップ(雑貨)の出現で広く中国生産の優位が認識され、かつての「安かろう、悪かろう」という中国製イメージは一変した。日本のバブル崩壊後に起こった価格破壊は、製造業が中国を生産拠点として活用した結果であり、日本の物価が中国生産価格に収斂したことを示している。

米国企業は日本のような輸出生産拠点というよりも、ウォルマートに代表されるスーパーマーケットに提供する低価格商品の供給拠点として活用され、2000年前後には世界中の商品供給を行う「世界の工場」となった。2007年、米国では安価ではあるが安全性に問題のある中国製品、中国産食品の安全性が問題視されるようになり、米国ジャーナリストによる『チャイナフリー:中国製品なしの1年間』が出版され、圧倒的な低価格で他を淘汰する中国製品・食品に依存せざるをえない現実に問題提起がなされた。日本でも翌2008年、中国製冷凍ギョーザの中毒事件が発生し、同様の問題への関心が高まった。

こうした低価格の消費財に加えて中国活用の一つのモデルとなったのが米アップル社による鴻海(ホンハイ)への委託製造である。2007年6月発売の初代iPhone以来、短期間でモデルチェンジに対応した大量生産を可能にするには、大量の労働者(一工場10万人以上)を確保し24時間体制での生産が必要であり、部品供給や物流網も含めて中国以外では実現不可能なビジネスモデルだった。2019年6月、鴻海が生産ラインを中国から他へ移管する報道が出ているが、米中摩擦に加え、こうした大量生産が中国においても持続不可能になっていることがある。

### 3. 2000年代の環境変化

#### (1) WTO加盟後の経済躍進

2001年のWTO加盟実現後、中国にとっては別の国際環境が生まれていた。GATTウルグアイラウンドが1994年に妥結し、WTOドーハラウンドが中国の加盟と共にスタートしたが、その後今日に至るまで主要分野の交渉停止状態が続いている。

原加盟国128カ国・地域に対し、現在164カ国・地域に増加したが新加盟の多くは新興国である。新興国からすれば従来認められていた国内産業保護は制限される一方、模倣品など新ルールの負担も多く、先進国と主張は対立し、国有企業、電子商取引、労働など未対応の課題が山積している。中国のWTO加盟交渉は市場アクセス関連が大半で、補助金関連ルールが少ないことも現在生じている問題につながっている。

そうした中で世界の通商ルールの潮流は全会一致原則のWTOから自由貿易協定(FTA)へと移っていく。中国は先進国の立場が強い多国間の通商ルールよりも二国間の協定における中国は市場を背景にした交渉力で優位に展開できる。中国は2002年11月にASEANとの間で締結した「全面的経済協力枠組協定(ACFTA)」を皮切りに、2017年12月に締結したモルディブとの自由貿易協定まで16協定(24カ国・地域)に署名した。中国が締結したFTAには、経済的な利益を追求するよりも外交や安全保障上の目的を達成する上での補助的な道具としての意味合いが強いことが特徴といえる。

米国は2000年代前半、テロとの戦いに没頭していたが、対中認識ではブッシュ政権1期目の「戦略的競争相手」から2期目には「責任あるステークホルダー(利害共有者)」へと大きく転換し、中国への警戒心は薄れていた。その間中国のGDPは毎年2桁成長を続け、2003年の世界第7位からG7の国々を次々と抜いて2010年に世界第二の大国となる。2000年以前は立ち遅れた経済のキャッチアップのための外資導入だったが、増加し始めた外貨準備を背景に「走出去(海外進出)」、すなわち経済面での対外膨張が始まった。

外資の中国ビジネスは、前述の低価格

製品の生産、販売に加えて、WTO加盟後は関税引き下げに伴って中国国内の自動車販売が急拡大、外資の自動車メーカー進出が2000年代半ばの主戦場となった。

#### (2) リーマンショックを契機とした中国の台頭

ここまで見てきたように、2000年代に入り中国は新たな通商ルールに縛られることもなくなり、市場の力を武器に人権などの国内問題を海外から批判されたり経済問題にからめられたりすることも減り、高度経済成長の軌道に乗る。驚異的な経済発展と顕在化してきた中国マネーの前に国際社会はそれまでの民主や人権といった旗頭を失ってなし崩しに中国への警戒を緩め融和的になっていく。

そして2008年に起きたリーマンショック、09年に始まる欧州債務危機によって世界経済を救済できるのは中国だけとなり、新興国を含めたG20は国際経済協力の第一の協議体となる。人権や民主化といった中国への要求は影をひそめるようになった。

中国は従来、飛躍的な経済発展の一方で、国際社会における責任については途上国としての立場を強調してその関与には消極的であり、G20の発足・参加などで発言力を高める一方、2009年の気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)では、気候変動問題での非協力的な姿勢がオバマ大統領の失望を招いたと言われる。

こうした胡錦濤政権期の消極的な外交姿勢に変化が生じたのはやはり習近平政権になってからである。「一帯一路」構想(2013年)、「人類運命共同体」などを提唱し、2014年12月の外事工作会議では「中国の特色ある大国外交」と称し、「責任ある大国」を掲げてグローバルガバナンスにおいてより能動的な役割を明言するようになった。発展した中国が国際社会への貢献をためらわずに行うと強調するように変化した。中国が国際公共財を提供しようとする意思の背景には強い大国意識があるのは間違いのない。

#### (3) 米リバランスと「一帯一路」

リーマンショックから約4カ月後、米国は共和党のブッシュ政権から民主党のオバ

マ政権に移行した。米国は2011年にイラク撤退を完了し、オバマ大統領によるアジア太平洋回帰(リバランス)の方針が明確に示された。またオバマ大統領はそれまでシンガポール・ブルネイ・チリ・ニュージーランドの4か国の経済連携協定(EPA)を環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に拡大して交渉に参加する方針を示し、2010年から交渉を開始した。TPPは公式には「質の高い経済連携」を目指す自由貿易協定の一つで、当初中国に門戸は閉ざしていなかったが、2013年に日本が交渉参加を表明して以来、次第に中国を排除した経済圏構想の色彩が強まった。

そうした中、2012年に就任した習近平総書記が翌2013年に提起したのが、「シルクロード経済ベルト」、「21世紀海上シルクロード」、併せて「一帯一路」構想であり、アジアインフラ投資銀行(AIIB)設立構想も同時に打ち出した(2015年12月発足)。

中国がこうした構想を提起した背景には、2010年にGDPで日本を抜き世界第二の経済大国となり、最大の外交課題が米国と決定的な対立を避けながらいかに平穏に米国の地位に迫り、超えるかということになったことがある。中国が2013年6月の習近平主席訪米以来、再三米国に提起している「新型の大国関係」(衝突せず対抗せず、相互尊重と互惠協力)は、中国の立場から考えれば決定的な衝突を避けるための方策である。「新型の大国関係」と言えば、米中二大国による太平洋分割統治のように勤める向きもあるが、中国からすればまさに双方の縄張り(勢力圏)を明確にすることによって衝突を避けようとする考え方である。2015年9月の習近平主席訪米、首脳会談も「トッキディデスの罠」の回避、すなわち相互の疑心暗鬼から来る衝突を引き起こさぬことをその狙いとしている。

#### (4) パートナーシップ外交

中国は「一帯一路」の提唱以前から、国交のある国々との関係に様々な序列をつけることを試みている。これは中国が対外開放政策によって西側諸国との経済関係を深める一方、1990年代初頭に冷戦構造が終結した後、世界の国々との関係にどのように濃淡をつけ性格づけするのが

中国にとって有益かという発想である。中国は軍事的な同盟関係による外交を否定しており、同盟国は存在しないが、国交を有する国と一様ではない関係にどのような序列をつけるか、その中で重要な意味を持つ概念が「伙伴」(パートナー)である。パートナーは1994年に北大西洋条約機構(NATO)が冷戦終結後の信頼醸成を目的にNATO非加盟国との間で推進した「平和のためのパートナーシップ(PfP)」を一つのモデルに当初考案された概念であり、国と国との信頼関係に基づいた政治、経済、科学技術、文化等での国際協力関係を指す。パートナーシップの核心は、パートナー間の平等、非同盟、第3国への敵対を目的とするものではない、という点である。冷戦期における軍事同盟・敵対関係ではなく、対等な協力関係を推し進める国家関係へと進化したものと言える。

パートナーシップには、表2のように、様々な名称があるが、「戦略的パートナー」と「友好パートナー」「協力パートナー」等に大別できる。「戦略的パートナー」は双方の協力が国家安全上の利益に立脚したもので、大局的、核心的な利益の一致を

求めたものである。さらに協力領域が広がると「包括的」といった冠がつく他、「戦略的」と「パートナー」の間に「協力」という文言が入ることもある。一つ一つが必ずしも整合的に区別されているわけではないが、「包括的・戦略的協力(協作)パートナー」、「包括的・戦略的協力(合作)パートナー」「全天候型戦略的協力パートナー」はより相互の信頼感が高い。

「戦略的パートナーシップ」は1996年4月にロシアとの間で結んだのが最初で、その後ロシアとは「包括的・戦略的協力パートナー」へと発展させた。14年5月のアジア信頼醸成措置会議(CICA)では、習主席とプーチン大統領が会談し、全方位・多層での協力関係発展に満足し、両国の「包括的・戦略的協力パートナー」関係をさらに高い水準に持っていくことで合意している。

「包括的・戦略的パートナーシップ」の締結第1号はEUで、1998年に結んだ「包括的パートナーシップ」から2003年10月の第6回中国EU首脳会議で格上げした。

注目すべきは、米国および日本との関係である。米国とは、97年10月に「建設的戦略パートナーシップ」構築に向けて努力す

表2 中国が締結している主なパートナーシップと相手国

パートナーの名称	該当国
包括的・戦略的協力パートナー (全面战略协作伙伴)	ロシア
包括的・戦略的協力パートナー (全面战略合作伙伴)	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、モザンビーク、コンゴ、ナミビア、ジンバブエ
包括的・戦略的パートナー (全面战略伙伴)	EU、英国、イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、デンマーク、ベラルーシ、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ベネズエラ、カザフスタン、インドネシア、マレーシア、南アフリカ、アルジェリア、モンゴル、ニュージーランド、エジプト、サウジアラビア、イラン、セルビア、ポーランド、ウズベキスタン、エクアドル、ペルー、タジキスタン、キルギス、UAE
戦略的協力パートナー (战略合作伙伴)	アフガニスタン、韓国、インド、スリランカ、バングラデッシュ
全天候型戦略的協力パートナー (全天候战略合作伙伴)	パキスタン
全方位戦略パートナー (全方位战略伙伴)	ドイツ
戦略的パートナー (战略伙伴)	ASEAN、アフリカ連合(AU)、アンゴラ、トルクメニスタン、ナイジェリア、カナダ、チリ、ウクライナ、カタール、チェコ、モロッコ、オーストリア、オマーン、ボリビア、クウェート、ブルガリア

出所：資料『京華時報』2014年7月25日付を基に、その後の変動を筆者が加筆修正

ることで合意したが、プッシュ政権（第一期）が中国を「戦略的競争相手」と位置づけたことから「建設的協力関係」へと表現を変え、11年の胡錦濤主席訪米時、「相互尊重、ウィンウィンの協力パートナー関係」建設に向けて共に努力することになった。習近平主席になって、13年6月の訪米時、「新型の大国関係」構築に向けて努力するという新たな方向性を提起したが、その後米国側の警戒を招き、現在は「協力・ウィンウィン」の中核とする新型の国際関係」という表現を米国に限定せず広く使っている。一方で、日本との間で2006年以来用いられる「戦略的互惠関係」はただ日本一国とのもので、パートナーではない極めて異例の関係と言える。

また「一帯一路」構想は経済圏構想と称されることが多いが、多国間のプラットフォームではなく、中国を中心にしたこのような二国間関係の集合体であることが大きな特徴といえる。

#### 4. 米中通商摩擦と国際社会

##### (1) トランプ政権と中国への対抗姿勢

「米国第一」を掲げ2017年に発足した米国トランプ政権は、就任前から主張していた対中強硬策を実行へ移していく。当初、米国側の要求は対中貿易赤字の解消を企図したものと見られ、第2期習近平体制がスタートした直後の2017年11月、北京にトランプ大統領を招いての米中首脳会談では、総額2535億ドルの契約に調印し（うち貿易26件1088億ドル、投資8件1447億ドル）、中国側は輸入拡大、市場開放によって米国側の要求に応えながら着地点を模索していくものと思われた。

しかし、その直後に発表された「国家安全保障戦略(NSS)」（2017年12月）、「国家防衛戦略(NDS)」（2018年1月）において、米国は中国とロシアを力による「現状変更勢力」と位置付け、対抗姿勢を強調するようになった。トランプ政権中枢にはナバラ大統領補佐官（通商）、ボルトン大統領補佐官（安全保障）、ライトハイザー USTR代表、クドロー NEC委員長といった対中強硬派が顔を揃え、2018年に入り太陽光パネル等へのセーフガード（2月）、鉄鋼・アルミへ製品の追加関税（3月）を相次

いで発動した。

3月にはさらに米通商代表部(USTR)が「通商法301条に基づく対中報告書」を発表し、技術移転、知的財産及び技術革新に関係する中国政府の措置、政策及び慣行は不合理、差別的なもので、米国は推計で年間少なくとも500億ドルの巨額の損失を被っていると厳しく糾弾。1974年通商法301条に基づく知財侵害に対する制裁措置を7月から9月にかけて3回に分けて発動（①340億ドル分、②160億ドル分、③2000億ドル分）した。

さらに8月には2019年度（18年10月～19年9月）国防権限法が超党派議員の賛成とトランプ大統領の署名で成立。同法では、19年8月以降中国5社（ZTE、華為技術、HIKVISION、浙江大華技術、海能達通信）からの米政府機関製品調達を禁じ、20年8月からは5社の製品を使用する企業との取引も打ち切るなど、中国への強硬策が多く盛り込まれた。米国の要求は当初の

貿易赤字解消から中国政府による米企業への強制的な技術移転強要や「中国製造2025」による関連産業への補助金停止など中国の抑え込みを目的とすることが鮮明になり、こうした強硬な対中姿勢はトランプ大統領による単なる政治パフォーマンスから党派を超えた支持へと変わっていった。

2019年に入り、米中の通商交渉は最終合意に向けた機運も高まっていたが、5月初めに米国側は「中国が過去の合意事項を後退させてきた」と強硬姿勢を示し、第3弾2000億ドル分の追加関税を10%から25%に引き上げた。さらに米商務省は華為技術に対する米国製ハイテク部品などの事実上の禁輸措置を発表（5月15日）、トランプ大統領は同社を念頭に安全保障上の脅威がある外国企業から米企業が通信機器を調達するのを禁じる大統領令に署名、ほぼすべての中国製品に関税を課す「第4弾」や為替操作国の指定など、なお問題は拡大、複雑化している。

表3 トランプ政権の対中経済制裁措置

日付	出来事
2017/4/7	習主席が訪米、両国間の貿易不均衡を是正する「100日計画」策定で合意
11/8	トランプ大統領が訪中、大型商談
12/18	「国家安全保障戦略(NSS)」発表
2018/1/3	対米外国投資委員会(CFIUS)がアリババ金融子会社によるマネーグラム社の買収案却下
1/19	「国家防衛戦略(NDS)」発表
1/22	太陽光パネル等へのセーフガード措置発表(2/7発動)
3/8	鉄鋼・アルミへ製品の追加関税措置発表(3/23発動)
3/22	USTRが「通商法301条に基づく対中報告書」を発表
4/16	米商務省がZTEに対し米国企業との取引禁止の制裁措置(6/13解除)
8/13	「国防権限法」、「外国投資リスク審査近代化法(FIRMA)」成立
10/4	ペンス副大統領がトランプ政権の対中政策について講演
11/1	米司法省が中国による情報窃取や経済スパイ活動の取り締まりなど包括的に対処する「中国イニシアティブ」を発表
12/31	米大統領が「アジア再保証推進法」署名、成立
2019/5/2	米国防総省が、中国の軍事動向に関する年次報告書を発表、中国がサイバー攻撃による最先端技術の窃取などで軍事力の近代化を進めていると批判
5/10	貿易交渉が決裂。2000億ドル分の中国製品に課す関税を25%に引き上げ
5/15	米商務省は華為に対する米国製ハイテク部品などの事実上の禁輸措置を発表。トランプ大統領は同社を念頭に安全保障上の脅威がある外国企業から米企業が通信機器を調達するのを禁じる大統領令に署名
8/5	米財務省が経済制裁の対象となる「為替操作国」に中国を指定

出所：報道から筆者作成

## (2)イノベーション創新型モデル

中国経済は1990年代には安価な労働力を利用して「世界の工場」として組み立て・加工工場として急成長してきたが、すでにそうした優位性は消失していることを前述した。それを補う技術や付加価値を生み出せないことが中国経済を中期的に不安視する大きな要因だったが、イノベーション創新型という新たな成長モデルが見えてきたことが逆に中国の技術力に対する警戒感を高めたと言える。

中国のイノベーションが旺盛になったことを表す事象の一つが、「独角兽(ユニコーン)」と呼ばれる企業価値10億ドルを超えるスタートアップ企業が次々と誕生していることである。ユニコーン企業は北京、上海、深圳、浙江省杭州の4都市に集中しているのが特徴でネット金融(モバイル決済)、生活情報サイト、スマホ製造、ドローン製造、宅配の物流やフードデリバリーなどITを活用した新ビジネスが中心である。

行政面から見れば、2014年9月、天津のサマーダボス会議において李克強首相が「大衆創業・万衆創新(「双创」=大衆による起業、万民によるイノベーション)」を提起し、同年11月に開催された第1回世界インターネット大会(浙江省烏鎮)においても「インターネットは「双创」の新ツールであり中国政府も大いに重視している」と発言、ネットビジネスでの起業を積極的に支援する姿勢を示した。翌2015年1月には李首相が深圳を視察。同市最初のメイカースペース「柴火创客空間」を訪問、その活動を称賛し、「双创」は同年の全人代政府活動報告にも盛り込まれた。全人代終了後の5月に「中国製造2025」を発表、6月に「大衆創業・万衆創新のさらなる推進の若干の政策措置に関する意見」を公布し、人材移動の制約や資金調達など起業・イノベーションの阻害要因を取り除く施策を次々と打ち出した。

このような「双创」促進策が奏功し、折からのモバイル決済普及と相俟ってシェア自転車など新ビジネスが次々と勃興した。モバイル決済を通して確実な代金回収とともに、購買履歴のみならず行動履歴と併せて管理することが可能になった。すなわち、イノベーションが中国社会を大きく変えている本質は「信用の可視化」が可能に

なったことである。中国社会、経済活動の隘路は相手の信用を測れないところにあった。これを可視化することによって、社会の中で生じている無数の無駄がなくなり経済活動や市民生活が円滑に行われるようになったと言えるだろう。

## (3)知的財産の剽窃と安全保障上の脅威

一方、米国が以前から強く指摘しているのが、知的財産(技術)の剽窃と中国の通信機器を使用することに伴う安全保障上の脅威である。華為について米国は、人民解放軍との関係や脆弱性を利用した不正アクセス、中国の国家安全法による情報機密提供の恐れなどである。米国は前述のように国防権限法によって華為など中国5社の機器、サービスの政府調達を19年8月以降禁止し、1年後には5社の製品を使用する企業との取引も打ち切る措置を明確にしている。また欧州、オーストラリア、日本など同盟国にも華為やZTEの5G参入

を禁止するよう求めているが、この点については必ずしも足並みは一致していない。

知的財産剽窃に対する疑惑は留学生にも及んでいる。2018年に中国から米国へ公費派遣予定の留学生10,313名のうちビザが発給されず実際に留学できなかったのは331名(3.2%)だったが、2019年1~3月は1353名中182名(13.5%)、4~5月は274名中101名(36.9%)と不発給率が急激に上昇した。不発給の対象は自然科学から社会科学へ拡大し、ビザ延長審査の長期化、有効期限の短縮も起きている。

中国政府の国家プロジェクトとして中国語教育や文化交流を行う孔子学院は2004年に始まり、米国に最多の105校(2018年12月末現在)開設されていたが、「中国は米国の知的財産を盗んでいる」「国家安全保障の脅威」という批判の高まりを受け、閉鎖件数は14~16年3校、17年3校、18年8校、19年は6月現在10校と急増している。

表4 華為をめぐる動き

日付	出来事
2003	米シスコシステムズが特許侵害(ルーター)で提訴(FBIも捜査)。華為が製品設計の変更に応じて両社和解
2011	「華為やZTEは人民解放軍と密接な関係がある」(米国防総省報告書) 「中国の通信分野の急成長は安保上の脅威」(米議会諮問委員会)
2011/2	中国企業では初めて日本経団連に加盟
2012	華為とZTEを安保上の脅威と認定(米下院報告書)
2015	「華為製品の普及で米企業の通信網に中国政府とみられるアクセスが急増している」(FBI報告)
2015/7	中国国家安全法採択・施行(第23条ネットワークの重要設備及びネットワークの安全専用製品)
2017/6	中国国家情報法採択・施行「いかなる組織及び個人も、国の情報活動に協力する義務を有する」(第7条)
2018/8/13	米国防権限法成立。政府や軍拠点で特定の中国製品禁止
2018/11	CFIUSの買収審査権限を拡大
12/1	カナダ当局が米国の要請を受けて孟晩舟CFOを逮捕
12/10	日本政府が安全保障上のリスクがある場合、2019/4以降調達停止の指針
2019/3/7	米連邦裁判所に2019年度国防権限法889条の合憲性(華為を対象とした販売制限措置)を問う訴訟を提起
5/15	米商務省が華為をELに掲載(米国製ハイテク部品などの供給停止措置) 米企業が安全保障上リスクのある外国企業から通信機器調達を禁じる大統領令に署名
8/19	米商務省が華為への米国製品の禁輸措置強化を発表

出所：報道から筆者作成

#### (4) ペンス副大統領演説

通商問題から性質を変えてきたトランプ政権の厳しい対中認識が包括的に示されたのが2018年10月4日、ペンス副大統領によるハドソン研究所での講演である。トランプ政権の対中政策に関する40分以上の演説の中でペンス副大統領は、貿易赤字、為替操作、知財侵害といった自由で公平な貿易とは相いれない政策が採られていることへの批判に加え、政府による知財の略奪(強制的な技術移転)、覇権奪取の試み(軍事的な膨張)、自国民に対する抑圧(イスラム教徒ウイグル族や地下教会の弾圧、監視国家)、「借金漬け外交」による途上国への影響力拡大、台湾・チベットの迫害、トランプ政権打倒を企図した試み(政治工作)、等を列挙した。副大統領は、ソ連崩壊後中国の自由化は避けられないと想定し、分別ある楽観主義をもって中国をWTOに加盟させたが深い失望に変わったと述べ、最後に中国の為政者が方針を変更し、数十年前の米中関係の始まりを特徴づけた改革と開放の精神に戻ることを呼びかけた。

ペンス演説が指摘している重要な問題は、改革開放が変質してしまっていることである。対外開放は至上命題であった経済建設加速(キャッチアップ)の手段から次第により多様で複合的な目的を達成する手段として使われ始めたのは前述したとおりである。そして中国は2017年の第19回党大会において「新時代」への転換を明示した。すなわち、毛沢東の社会主義建設「站起来(立ち上がる)」、鄧小平の経済建設中心への転換「富起来(豊かになる)」から、次は習近平の社会主義現代化強国の実現「強起来(強くなる)」の時代であることを宣言したのである。

米国が改革開放後の中国に対して封じ込めではなく基本的に関与政策を採ってきたのは、「豊かになる」中国は米国の国益に叶うものであったからである。そこには米国の経済的な打算を楽観的な(甘い)見通しで覆い隠していたのは事実であるが、中国を世界経済の一員として引き込むことによって世界経済、米国経済もその恩恵に与ったこともまた事実であろう。ところが中国は次第にその経済力(資金力)と自国市場を外交交渉の有力な手段として活用を始めた。また、先進技術も巨大な自国市場を武器に競合相手の存在をちらつかせながら有利な立場で交渉し入手していった。

#### (5) 新冷戦の出口

米国のみならず欧州(EU)において中国警戒論が台頭している背景も、中国が自由主義国家の開放性に付け込んで地域の分断や中国の国益実現を図り、先進技術を有する企業の買収など技術の獲得を進めるからである。東欧16カ国への積極的なインフラ建設支援(2012年から「16+1」の枠組みで関与)、財政危機に陥ったギリシャのピレウス港運営権取得(2016年)、家電美的集団によるドイツの産業用ロボット大手クーカ買収(2016年)などの事例が挙げられる。

米シンクタンク「世界開発センター」は2018年3月、IMFのデータなどからジブチ、キルギス、ラオス、モルディブ、モンゴル、モンテネグロ、タジキスタン、パキスタンの8カ国を「返済困難に陥るリスクが高い」とする調査結果を発表した。その中のラオスは「シルクロード経済ベルト」の東南アジアに抜ける鉄道の最重要ルートに位置する。そうした中国にとっての重要性(国益)から

相手国に身の丈以上の債務を伴う鉄道プロジェクトを持ちかけることに疑問が生じるのは当然である。これらの国の他にもスリランカなど「一帯一路」沿線国に対する「債務の罠」が中国の軍事力を補強することを懸念する声が上がっている。

これらはいずれも「豊かになる」から「強くなる」に転じた新時代の「対外開放」の一面面であるが、これらは「全米民主主義基金(NED)」研究者が命名した「シャープパワー」と密接に関係している。米国の強硬な対中姿勢は、強い中国を実現するための対外開放をヘッジすることだと考えれば、米中の摩擦も長期化することが予想される。

現在起きている「新冷戦」と呼ばれる現象は、過去約20年、中国が市場と経済力を武器に多国間の枠組みではなく二国間の優位な立場を利用して国際社会における異論を封じ、自国に有利な環境をなし崩し的に形成したことが一つの要因である。もう一つは、先進国同士、また先進国と新興国の利害が対立する中、国際協調の枠組みが機能しなくなってしまい、中国の国益追求を第一とするような行動を黙認する結果となったことである。西側諸国の間にはこれまでの中国への期待の大ききゆえに失望も大きく、さらに大国化した中国が新たな脅威として加わった。長年のこうした流れをいったん止める過程で制裁と報復の応酬が生じ、新たな国際秩序が見えない中で世界経済は混迷の度を深めているのが現状である。新冷戦の前線は通商問題から技術覇権、さらには台湾など中国周辺安全保障問題へと拡大しつつある。新冷戦を終結させるには、中国を孤立に追いやることなく新秩序の一員としてルールの中に入れておく努力が必要となろう。

## <参考文献>

- 石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編(2016)『メガFTAと世界経済秩序』勁草書房
- 大橋英夫(1998)『米中経済摩擦』勁草書房
- 大橋英夫(2003)『シリーズ現代中国経済5 経済の国際化』名古屋大学出版会
- 大橋英夫(2016)「TPPと中国の『一帯一路』構想」『国際問題』No.652
- 大橋英夫(2018)「対外経済と直接投資」『現代中国経済論[第2版]』第12章 ミネルヴァ書房
- 大橋英夫(2018)「トランプ米政権の対中通商政策の展開(2017-2018年)」『2018年版中国情報ハンドブック』蒼蒼社
- 大森琢磨(2014)『米中経済と世界変動』岩波書店
- 朽木昭文・馬田啓一・石川幸一編(2016)『アジアの開発と地域統合:新しい国際協力を求めて』日本評論社
- 下村恭民、大橋英夫+日本国際問題研究所編(2013)『中国の対外援助』日本経済評論社
- 鈴木英夫(2016)『新覇権国家中国×TPP日米同盟』朝日新聞出版
- 中川淳司(2013)『WTO 貿易自由化を越えて』岩波新書
- 平川均・石川幸一・山本博史・矢野修一・小原篤次・小林尚朗編著(2016)『新・アジア経済論』文眞堂
- みずほ総合研究所(2018/5/2)「対米通商問題への中国の対応」
- 遊川和郎(2015)「中国の周辺外交と新たな国際秩序の形成『一帯一路』構想の目指すもの」『北東アジアの経済・社会の変容と日本II』亜細亜大学アジア研究所・アジア研究シリーズ86
- 遊川和郎(2018)「『一帯一路』の政治経済学的考察」『アジア研究』第64巻第4号
- 遊川和郎(2019)「習近平政権『新時代』の成果と展望」『習近平政権第1期総括』亜細亜大学アジア研究所・アジア研究シリーズ100
- 遊川和郎(2019)「『対外開放』はどこに向かうのか」『中国経済経営研究』第3巻第1号